



海外市場調査経費助成

助成額 最大 **20万円** ※対象経費の2/3以内で上限20万円となります。

申請期間 平成29年4月3日（月）～平成30年2月28日（水）
※申請順に予算の枠取りをし、助成金の予算がなくなり次第受付を終了します。

※対象者の業種を拡大しました。対象経費に渡航費を追加しました。

対象者

中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。

※みなし大企業、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象となるもの、品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものを除く。

- (1) 品川区で引続き1年以上事業を営んでいること
- (2) 前年度の法人住民税（個人の場合は住民税）を滞納していないこと

対象事業

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、海外市場調査のためJETRO（日本貿易振興機構）を活用した場合、その経費の一部を助成します。

*（各種講座、セミナー・講演会の受講料等は対象外です。）

対象経費

以下に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) JETROが提供する次のようなメニューに該当する費用等であること。
（海外ミニ調査、ミッション派遣、ビジネスアポイントメントサービス）
（旅行会社に支払う渡航費も含む）
- (2) 平成29年度末までに利用し、支払が完了すること。

助成金額

1社あたり最大20万円（助成率2/3）

申請書類

- (1) 品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）
- (2) 経費内訳書（区指定様式）
- (3) 利用内容の裏づけとなる書類（申込書、見積書など）
- (4) 支払領収書、振込記録等の帳票書類
- (5) 登記簿謄本（個人事業主の場合は開業届の写し）（コピー可）
- (6) 法人住民税納税証明書（個人事業主の場合は特別区民税・都民税納税証明書）
（コピー可）

その他

- (1) 申請書類の(1)(2)については、商業・ものづくり課ホームページ「ものづくり支援サイト」よりダウンロードが可能です。
（<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/jyosei/marketresearch.php>）
- (2) 申請時において申請書類の(3)(4)が揃わない場合は、それ以外の書類により期限内に申請し、揃い次第順次提出してください。

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6334